

障害者基本法ならびに関連政策等の改正に関する意見

団体名：日本障害者協議会（代表 勝又和夫）

発表者：藤井克徳（常務理事）

■基本的な留意すべき視点

1. 障害分野全般の水準アップと予算確保

わが国の障害分野は、政策水準についても、個人の生活水準についても、社会や経済全体の到達状況ならびに市民の平均的な生活水準と比較して、大きく立ち遅れている。加えて、深刻な現象にあるにも関わらず放置されている問題は少なくなく、例えば入所施設偏重政策（知的障害者が主対象）や社会的入院問題（精神障害者が主対象）などはその一例である。今回の障害者基本法（以下、基本法）の改正は、これらの改善に貢献するものでなければならない。

その際、予算の確保が決定的に重要となる。周知のとおり、わが国のGDPに占める障害関連予算の分配率は、欧米と比較して大きな遅れをとっている。国立社会保障・人口問題研究所の調査結果（2003年）によると、スウェーデンの約12%、アメリカの約54%でしかない。予算分配率の増加を図っていく上で、強力な抛りどころになる基本法としていかなければならない。

2. 障害者権利条約との整合性

前回と今回の基本法の改正をめぐる環境で、最大の違いの一つは障害者権利条約（以下、条約）の発効をみたことである。近い将来、批准又は加入の道を辿ることになるだろうが、その前提として基本法についても条約の水準に合致させておく必要がある。条約水準のクリアにあたっては、条約の個々の条項の正確な解釈の上に実質的なものとしていかなければならない。

3. 当事者参画の実質化

「障害分野の憲法」と称されている基本法であり、その改正に障害当事者がいかに参画するかは、この法律の価値にも関わる重大な問題である。なお、条約採択の過程で、終始、強調されたフレーズに「私たち抜きに私たちのことを決めないで（Noting about us, without us）」があった。今回の基本法の改正にあたっては、この視点を尊重すべきである。

■重点を置くべき論点

1. 障害及び障害者の範囲

いわゆる「谷間にある障害」の問題の完全な解消を図るべきであり、その際に条約での「障害の捉え方」（第1条・目的）で明示された「…中略…様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものを含む。」を踏襲すべきである。換言すれば、ニーズを中心とした定義に改められなければならない（例えば、障害に伴って雇用支援で何が必要か、障害に伴って所得面でどのような支援が必要

かなど)。なお、「障害」という表記についても、改訂の方向で検討すべきである。

2. 「合理的配慮」の波及範囲

条約の真髓部分でもある「合理的配慮」について、基本法にどのように反映させていくかが問われることになる。労働・雇用や教育、建造物、交通機関はもとより、社会福祉分野を含めて障害者政策全般に及ぶものでなければならない。

3. 言語の定義

条約の中で、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」(第2条・定義)とあり、この考え方を障害者政策全般に反映させるべきである。

4. 虐待防止及び差別禁止等に関する監視機構の創設

虐待又は差別、条約違反に関して、これらを予め防止するための、あるいは実際に生じた場合の保護や救済、これらを統括した監視機構を行政から独立して新設する必要がある。

5. 調査及び統計等に関する実施ならびに蓄積

わが国の障害分野にあって、基礎的なデータの不備が大きな弱点とされてきた。関連政策を飛躍的に拡充していくためにも、基本法等による法的な根拠を持った調査及び統計等が実施されなければならない。

6. 中央障害者施策推進協議会の機能強化

現行の中央障害者施策推進協議会については、その機能や事務局体制などからみて、不十分と言わざるを得ない。障害者政策の総合的で系統的な発展と言う観点から、同協議会の機能については飛躍的な拡充が求められる。アメリカの NCD (National Council on Disability) は大統領が任命する委員で構成されているという点で同協議会と似ているが、その機能や事務局体制などについては大きな隔たりがあり、参考にすべきである。

7. 「障害者差別禁止法」(仮称)の立法化

前回の基本法の改正時に、「障害者差別禁止法」の必要性が問われたが、結果的に、基本法の附則(第3条)において「…中略…障害者の施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という形で今後の課題とされた。「差別禁止」の性格を強く帯びた条約の発効が成った今、実体法としての「障害者差別禁止法」の創設が求められる。なお、この課題については、海外の動向を踏まえる必要がある。

■わが国における基幹的な政策課題(一部再掲)

1. 家族依存政策からの脱却(民法の家族制度、扶養義務制度の改正)
2. 「障害者差別禁止法」(仮称)の制定
3. 障害関連福祉法の一元化(いわゆる障害者総合福祉法の制定)
4. 障害関連の社会資源の拡充に関する特別立法(時限立法で)の制定
5. 本格的な所得保障制度の確立
6. 「障害の定義」ならびに認定、等級制度、手帳制度の改訂

7. 「保護雇用制度」（福祉施策と雇用施策の連結）の創設
8. 総合性を備えた厚労省組織機構の改組（厚労省内に「障害者支援局」の創設など）
9. 政策決定過程と基礎データの集積方法の改変
10. 障害関連予算の正確な見積もりと正当な分配率の確保

※ 添付資料

日本障害者協議会正会員名簿

正会員一覧

(2008年7月1日現在：67団体)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (財)安全交通試験研究センター | 東京都身障運転者協会 |
| きょうされん | 長野県障害者運動推進協議会 |
| 車いすシーティング協会 | 奈良県障害者協議会 |
| (独立行政法人)高齢・障害者雇用支援機構 | 日本音楽療法学会 |
| (財)国際障害者年記念ナイスハート基金 | 日本介助犬アカデミー |
| (NPO)埼玉県障害者協議会 | (社)日本筋ジストロフィー協会 |
| (社福)視覚障害者文化振興協会 | (NPO)日本ケアヒットサービス協会 |
| 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 | (社)日本作業療法士協会 |
| 障害者の生活と権利を守る全国連絡協会 | (社福)日本肢体不自由児協会 |
| 障害者の生活保障を要求する連絡会議 | (社)日本自閉症協会 |
| (社福)聖恵会 | (社)日本社会福祉士会 |
| 世界身体障害芸術家協会 | 日本手話通訳士協会 |
| 全国LD親の会 | (財)日本障害者スポーツ協会 |
| 全国救護施設協議会 | (財)日本障害者リハビリテーション協会 |
| 全国ことばを育む会 | 日本職業リハビリテーション学会 |
| 全国視覚障害児(者)親の会 | (社)日本整形外科学会 |
| 全国肢体不自由児施設運営協議会 | (社)日本精神保健福祉連盟 |
| (社福)全国重症心身障害児(者)を守る会 | (社)日本精神保健福祉士協会 |
| 全国障害者自立生活確立連絡会 | (社)日本発達障害福祉連盟 |
| 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 | (社)日本てんかん協会 |
| 全国障害者問題研究会 | (社福)日本点字図書館 |
| (NPO)全国障害者生活支援研究会 | 日本難病・疾病団体協議会 |
| (社)全国腎臓病協議会 | 日本脳外傷友の会 |
| (NPO)全国精神障害者団体連合会 | 日本病院・地域精神医学会 |
| (NPO)全国精神障害者地域生活支援協議会 | (社福)日本盲人社会福祉施設協議会 |
| 全国聴覚障害者親の会連合会 | (社)日本リウマチ友の会 |
| 全国特別支援教育推進連盟 | (社)日本理学療法士協会 |
| 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会 | (社)日本リハビリテーション医学会 |
| (社)ゼンコロ | 福岡市障害者関係団体協議会 |
| 全社協・全国社会就労センター協議会 | (社福)ぶどうの木・ロゴス点字図書館 |
| 全社協・全国身体障害者施設協議会 | 無年金障害者の会 |
| (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 | 全国知的障害者施設家族連合会 |
| (財)鉄道弘済会 | 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 |
| (社福)鉄道身障者福祉協会 | |